

憲法週間

(5月1日～7日)

1947（昭和22）年5月3日に、現在の「日本国憲法」が施行されました。

基本的人権の尊重、戦争のない平和なくらし、差別のない明るい社会、
憲法についてこの機会に、わたしたち一人ひとりが自身のこととして考えてみませんか？

にほんこくけんぽう 日本国憲法

(前文より抜粋)

にほんこくみん こうきゅう へいわ ねんがん にんげんそうご かんけい しはい
日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する
すうこう りそう ふか じかく へいわ あい しょこくみん こうせい
崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正
しんぎ しんらい あんぜん せいぞん ほ じ けつい
と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようとして決意した。
へいわ い じ せんせい れいじゆう あつぱく へんきょう ちじょう えいえん
われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠
じよきよ つと い こくさいしゃかい めいよ ち い し
に除去しようとして努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占め
おも ぜんせかい こくみん きょうふ けつぼう
たいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から
まぬ へいわ せいぞん けんり ゆう かくにん
免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を
むし せいじどうとく ほうそく ふへんてき
無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なもの
ほうそく したが じこく しゅけん い じ たこく たいとう
であり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等
かんけい た かっこく せきむ しん
関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

にほんこくみん こっか めいよ ぜんりょく すうこう りそう
日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と
もくてき たつせい ちか
目的を達成することを誓ふ。